



MINISTÈRE
DE L'ÉDUCATION
NATIONALE

EAE JAP 2

SESSION 2019

AGREGATION CONCOURS EXTERNE

Section : LANGUES VIVANTES ÉTRANGÈRES
LANGUE ET CULTURE JAPONAISES

COMMENTAIRE DE TEXTE EN LANGUE JAPONAISE

Durée : 7 heures

Documents autorisés : Dictionnaire Kôji-en, Iwanami, 1983, et rééditions; Dictionnaire Taishûkan kango shinjiten, Taishûkan, 2001, et rééditions.

L'usage de tout ouvrage de référence, de tout autre dictionnaire et de tout matériel électronique (y compris la calculatrice) est rigoureusement interdit.

Si vous repérez ce qui vous semble être une erreur d'énoncé, vous devez le signaler très lisiblement sur votre copie, en proposer la correction et poursuivre l'épreuve en conséquence. De même, si cela vous conduit à formuler une ou plusieurs hypothèses, vous devez la (ou les) mentionner explicitement.

NB : Conformément au principe d'anonymat, votre copie ne doit comporter aucun signe distinctif, tel que nom, signature, origine, etc. Si le travail qui vous est demandé consiste notamment en la rédaction d'un projet ou d'une note, vous devrez impérativement vous abstenir de la signer ou de l'identifier.

Tournez la page S.V.P.

A

INFORMATION AUX CANDIDATS

Vous trouverez ci-après les codes nécessaires vous permettant de compléter les rubriques figurant en en-tête de votre copie.

Ces codes doivent être reportés sur chacune des copies que vous remettrez.

Concours	Section/option	Epreuve	Matière
EAE	0430A	102	2770

日本語で次のテキストを解説してください。

Extrait de : 米本昌平、松原洋子、勝島次郎、市野川容孝（共著）『優生学と人間社会 生命科学の世紀はどこへ向かうのか』、講談社現代新書、2000年

福祉と「優生」

経済成長と人口資質向上対策

さて、終戦直後には経済と産業が壊滅の状態だった日本も、一九五〇年代半ばから高度経済成長時代に突入り、一九六四年には「先進国クラブ」と呼ばれるOECD（経済協力開発機構）加盟を果たすに至った。一方、優生保護法の運用や産児制限運動の推進により、合計特殊出生率は四七年の四・五四から六一年には一・九六にまで急降下したが、その後六六年（丙午）^{（丙午）}以外は高度経済成長期を通して二・〇をやや上回る水準で安定した。敗戦直後に急務とされた過剰人口問題は解消され、六〇年代以降は、近い将来の高齢化社会到来をにらみつつ経済成長を維持することが人口政策の課題となった。

これにともない、戦後の「人口資質問題」も新たな段階を迎えた。人口資質向上の目的が経済成長に絞られたのである。一九六〇年一月に国民所得倍増計画を決定した池田内閣は、経済成長の推進力として人的能力の開発と人口資質向上を重視し、六二年五月には「人づくり」政策を発表した。「国民の遺伝素質の向上」を唱えた厚生省人口問題審議会「人口資質向上対策に関する決議」（六二年七月）はこの流れで出てきたものである。

「人口資質向上対策に関する決議」では、経済成長政策の前提として技術革新に即応できる心身ともに「優秀な人間」が必要であり、「人口構成において、欠陥者の比率を減らし、優秀者の比率を増すように配慮することは、国民の総合的能力向上のための基本的要請である」とした。「対策」として「幼少人口の健全育成」など八項目が列挙されているが、その一つに「国民の遺伝素質の向上」も含まれていた。それによると「長期計画として劣悪素質が子孫に伝わるのを排除し、優秀素質が民族中に繁栄する方途を講じなければならない」として、遺伝相談の全国的整備や「優秀素質者」の育英制度の活用を求めた。これはまさに優生政策の提案といえる。

戦前から知識人や厚生省によって唱道されてきた優生学が、敗戦を契機に否定されるどころか「民族復興」の手段として再認識され、優生保護法制定につながったことはすでに述べた。一九六二年の「人口資質向上対策に関する決議」は、高度経済成長期においてもなお、優生政策の必要性が公然と語られていたことを示している。ただし、優生政策の主たる目標は「民族復興」から「経済成長」にシフトし、終戦直後にみられた露骨な「逆淘汰説」は後景に退いていった。

「社会開発」というキーワード

ところで当時、政府側は経済開発のための人口資質向上と福祉の拡充とを一体的にとらえていた。両者を結びつけていたのは「社会開発」という概念である。

「社会開発」は「経済開発」と対をなす開発理論の概念で、「国連開発の十年」（一九六一年の決議に盛り込まれたことでも知られている。社会開発は経済開発がもたらす国民生活に対する弊害の緩和や、経済開発の前提となる国民生活の基盤の形成（福祉・教育・保健・交通などの整備）を担うものとされていた。前者は主に先進国、後者は途上国の問題であったが、当時「中進国」であった日本は、急速な経済開発による公害などの「弊害」への対応だけではなく、先進国水準に届かない保健・福祉のレベル・アップを同時に進める必要があるとみなされた。前述の「人口資質向上対策に関する決議」は、「社会開発」が公式に使われた最初の例である。ここでは人口資質向上対策が社会開発の一環として位置づけられ、「保健福祉を保障されない労働人口は、経済開発の責務を十分に果たし得ない」として「保健福祉計画法ともいべき法律の制度を考慮すべき」と提言されていた。

一九六四年十一月に成立した佐藤内閣は、従来の経済開発優先政策のひずみ是正を名目に「社会開発」をスローガンに掲げた。こうして「社会開発」は、政府関係者が社会福祉や保健政策を語る際のキーワードとなった。

「コロニー構想」が登場したのはこの時期である。一九六五年七月に、佐藤首相の私的諮問機関である社会開発懇談会は、重度障害者の「大量収容施設」を各地に建設するコロニー構想を唱えた。これを受けて、厚生省に設置された「コロニー懇談会」は全国コロニー網を一九七四年に完成する方針を決定した。六七年以降自治体や民間によって地方コロニーが、また群馬県高崎市に国立コロニーが建設されたが、これらは最大では定員が一二〇〇名にのぼる大規模な施設であった。七〇年九月発表の「厚生行政の長期構想」では、「福祉サービスの充実」とともに「社会福祉施設の整備」が挙げられ、重度障害者をはじめとする施設入所希望者全員の施設収容を計画していた。これにもとづき七一年には「社会福祉施設緊急整備五か年計画」が実施され、実際の目標達成率はきわめて低かったものの、重度心身障害児施設や知的障害児の通園施設などの建設が進められた。

コロニー構想が生まれた背景には、障害児の親たちによる施設拡充を求める運動があった。

一九六〇年代に入ると障害児の親の会の活動が活発化し、全国組織も相次いで結成されて、障害児対策の推進を行政に働きかけた。特に、人気作家水上勉が『中央公論』誌上に発表した「拝啓 池田総理大臣殿」（六三年六月号）は、重度障害児の父親の立場から政府の無策を告発して反響を呼び、その後マスコミは、重度心身障害児の問題を積極的に取り上げるようになった。親による障害児の殺害事件が起こるたびに、施設不足という福祉の貧困がもたらした悲劇として報じられ、世間の同情を集めた。当時は保守・革新を問わず、「立派な施設」を多く建設することが、重度障害児に対する最善の福祉とみなされていた。

福祉コスト削減のための発生予防

一九六〇年代後半から七〇年代前半は、高度経済成長にともなう急激な開発で生活環境を破壊された人々が決起し、日本各地で公害反対運動が高揚した時期であった。公害反対運動と連動して、社会福祉拡充を求める運動も活発化した。「社会開発の推進」は、国民の権利意識の覚醒への対応と経済開発の両立を迫られた政府側の回答であり、福祉国家の建設が、国の重要な政策課題となった。

障害者福祉については、「心身障害者対策の総合的推進」（第一条をうたった心身障害者対策基本法（一九七〇年五月公布）をもとに、施策が具体化された。この法律では、国及び地方公共団体は、自立が困難な重度心身障害者の終生にわたる保護に努めなければならない、とされていた（第一一条）。これをふまえて七二年に身体障害者福祉法が改正され、従来型の社会復帰を前提とする更正・訓練施設ではない、常時介護を必要とする障害者が生活するための施設にはじめて法的根拠が与えられ（第三〇条）、コロニー構想と連動することとなった。一方、六八年には、先天性代謝異常疾患、血友病、小児がんなど、特定の難治性の小児慢性疾患に対して医療費の公費負担制度が導入され、七四年度以降これらは、小児慢性特定疾患治療研究事業として統合された。

こうした障害者対策拡充の流れに呼応するように浮上してきたのが、「障害児は財政を圧迫するから、福祉コスト削減のために障害児の発生を防止すべきだ」という声である。母子保健関係の学識経験者からなる母子保健対策懇話会が発表した「母子保健総合対策の確立に関する意見書」(一九六八年)によると、心身障害児対策には施設を含む「養護対策」と「心身障害児の発生防止」があるが、前者は「莫大な経費」を必要とするので後者こそ抜本的対策として重視されなければならない。障害児の発生防止は、「不幸な児をもつ家庭の悲劇と、経済的負担の解消」に役立つだけでなく「年々支出されている巨額な国費、地方公共団体の財政負担は大いに軽減するのみならず、生産人口もより多く確保されるなど、そのもたらす成果は非常に大なるものがある」としている。

財政負担軽減と障害児の発生予防を結びつける主張は戦前から存在したが、「福祉国家」の実現が具体的にイメージされるようになった一九六〇年代後半以降、福祉コストの問題は、格段に現実味を帯びてきた。ドイツ(第二章参照)では一九三〇年代にすでに出現していた福祉国家の障害者対策をめぐる財源配分の問題が、日本ではこの時期に実感されるに至ったといえよう。